

令和3年2月16日
北陸地方整備局

公益社団法人 地盤工学会北陸支部と 災害時調査の相互協力協定を締結しました

地震や豪雨などの大規模災害に備えて、北陸地方整備局と公益社団法人 地盤工学会北陸支部は、令和3年2月15日（月）、「大規模災害発生時における相互協力に関する協定」を締結しました。

北陸地方整備局では、災害時の被災状況の調査について、学会と協定を締結するのは初めてとなります。

この協定により、被害の拡大の防止、被害施設の早期復旧及び防災技術の向上が期待されます。

1. 協定締結機関：

- 国土交通省 北陸地方整備局
- 公益社団法人 地盤工学会 北陸支部

2. 協定内容

○整備局から学会への要請

- ・整備局の所管施設に災害が発生し、高度な専門性が必要な場合に、学会に調査の実施を要請し、学会はその要請に応じて、被災状況調査を行う。

○学会から整備局への要請

- ・整備局の所管施設に災害が発生し、学会自ら被災状況を調査する必要があると認めるときは、整備局に調査の協力を要請し、整備局は要請に応じて、調査に協力する。

【同時発表記者クラブ】 新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ その他専門紙	【取り扱い】 本発表を以て解禁
	【問い合わせ先】 国土交通省 北陸地方整備局 防災管理官 赤池 嘉彦（内線 2123） 防災室長 松川 武彦（内線 2151） 電話 025-280-8836

【目的】

所管施設における災害で、複雑又は大規模で高度な専門性が必要な場合の調査に関する相互協力の方法を定め、もって被害拡大の防止や被災施設の早期復旧及び防災技術の向上に期する。

学会への要請は、技術領域に関わりの深い災害への個別支援を想定。

【想定される支援例】

- 気象庁震度階で震度6弱以上が観測され、液状化や斜面崩壊などに起因した被害が多く発生した場合。
- 降雨により、堤防決壊などの広域浸水被害や土砂災害が発生し、決壊原因や土砂崩壊原因など解明が必要な場合。
- 大規模な地すべりにより、甚大な被害が発生または発生する恐れのある場合。
- 火山噴火や火砕流、土石流などにより、構造物や人的被害が広範囲に発生または発生する恐れのある場合。
- 津波により構造物や人的被害が広範囲に発生し、被災原因を工学的に解明する必要がある場合。

【R3.2.15協定締結】

(公社)地盤工学会

■ 学会概要

- ・学会設立 : 昭和24年10月
- ・締結支部長: 北陸支部長 穴田文浩 氏
- ・会員数 : 全体9042(北陸支部325)

■ 支援内容

- ・地盤・基礎構造物を中心とした国土交通インフラや自然斜面等の被害に関する学術的専門調査を行う。



2019.9台風19号 千曲川流域調査団



2007.3 能登半島地震調査



2011.3 東日本大震災調査団

○北陸地方整備局と災害時等における協定締結済みの機関は自治体、大学、業界団体、報道機関など、224機関。

※令和3年2月15日に新たに1学会と協定締結。

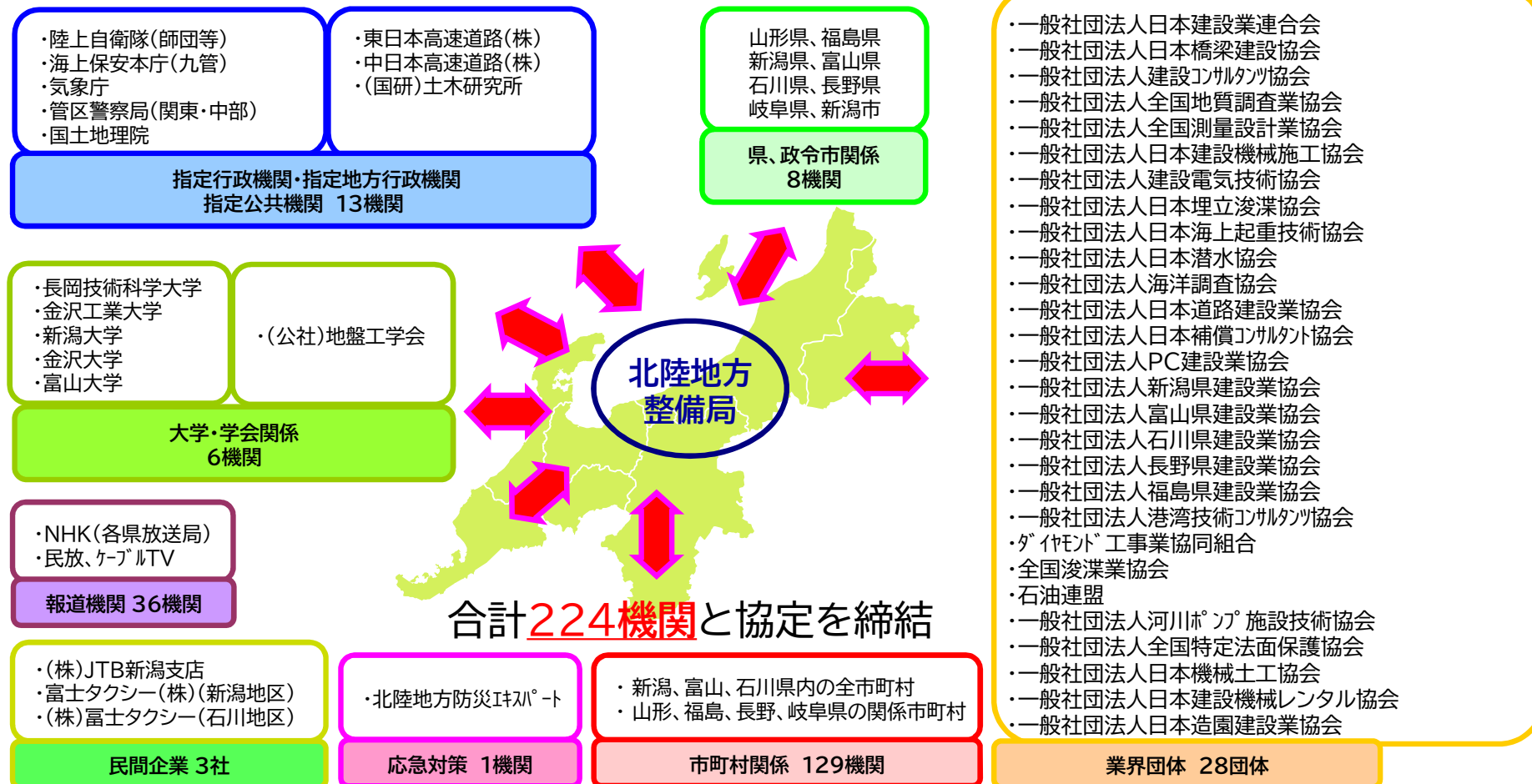
○主な機関の協定内容は以下のとおり。

〈自治体〉資機材の貸与、職員の派遣(リエゾン)

〈大学〉教育・研究活動、社会資本整備・維持に関すること

〈業界団体〉建設資機材・技術者の確保及び動員

〈報道機関〉河川情報及び映像情報の提供



※事務所の災害応急対策業務に関する協定を除く